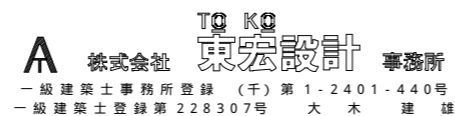





# 習志野研修・防災センター 新築工事（第二期） 設計図

図面リスト							
意 匠				構 造		電 気 設 備	
NO	図 面	NO	図 面	NO	図 面		
A-00	表紙・図面リスト	A-24	(参考) yes 建築 屋根パネル割付図	S-01	yes 建築標準仕様1 (上部構造編)	電 気 設 備 図面リストによる	
A-01	建築工事特記仕様書(1)	A-25	(参考) yes 建築 壁パネル割付図(1)	S-02	yes 建築標準仕様1 (外装編)		
A-02	建築工事特記仕様書(2)	A-26	(参考) yes 建築 壁パネル割付図(2)	S-03	yes 建築標準仕様1 (耐風使用編)		
A-03	建築工事特記仕様書(3)	A-27	(参考) yes 建築 壁パネル割付図(3)	S-04	高力ボルト接合 摩擦面処理標準仕様		
A-04	建築工事特記仕様書(4)	A-28	(参考) yes 建築 SSLーフ標準詳細図 一般納まり(1)	S-05	yes 建築溶接基準図		
A-05	建築工事特記仕様書(5)	A-29	(参考) yes 建築 SSLーフ標準詳細図 一般納まり(2)	S-06	柱状図・ぶどう棚伏図		
A-06	建築工事特記仕様書(6)	A-30	(参考) yes 建築 SSLーフ標準詳細図 Vリブウォール納まり	S-07	小屋伏図		
A-07	建築工事特記仕様書(7)	A-31	(参考) yes 建築 Vリブウォール標準詳細図 一般納まり(1)	S-08	軸組図1	NO	
A-08	建築工事特記仕様書(8)	A-32	(参考) yes 建築 Vリブウォール標準詳細図 一般納まり(2)	S-09	軸組図2	M-01	機械特記仕様書(1)
A-09	案内図・計画概要	A-33	(参考) yes 建築 Vリブウォール標準詳細図 建具納まり(1)	S-10	軸組図3	M-02	機械特記仕様書(2)
A-10	敷地・建物求積図	A-34	(参考) yes 建築 Vリブウォール標準詳細図 建具納まり(2)	S-11	主材断面・継手リスト	M-03	機械特記仕様書(3)
A-11	配置図	A-35	(参考) yes 建築 雨水関係標準詳細図(1)	S-12	柱脚リスト	M-04	凡例・標準図
A-12	仕上表	A-36	(参考) yes 建築 雨水関係標準詳細図(2)	S-13	鉄骨部材リスト(1)	M-05	給排水設備 樹リスト
A-13	平面図			S-14	鉄骨部材リスト(2)	M-06	給排水設備 配置図
A-14	屋根伏図			S-15	標準詳細図1	M-07	換気設備 平面図
A-15	立面図			S-16	標準詳細図2		
A-16	断面図			S-17	標準詳細図3		
A-17	断面詳細図			S-18	標準詳細図4		
A-18	建具表			S-19	標準詳細図5		
A-19	外構図			S-20	標準詳細図6		
A-20	外構詳細図(1)			S-21	標準詳細図7A		
A-21	外構詳細図(2)			S-22	標準詳細図7B		
A-22	現況図			S-23	標準詳細図8		
A-23	(参考)仮設計画図			S-24	標準詳細図(ぶどう棚)		
				SK-01	yes 建築標準仕様(構造編) : 下部構造		
				SK-02	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)		
				SK-03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)		
				SK-04	スクリーン・イザゼット(イゼット)設計施工標準		
				SK-05	杭伏図		
				SK-06	基礎伏図		
				SK-07	基礎リスト・地中梁リスト		
				SK-08	柱リスト		

記 録	訂 正

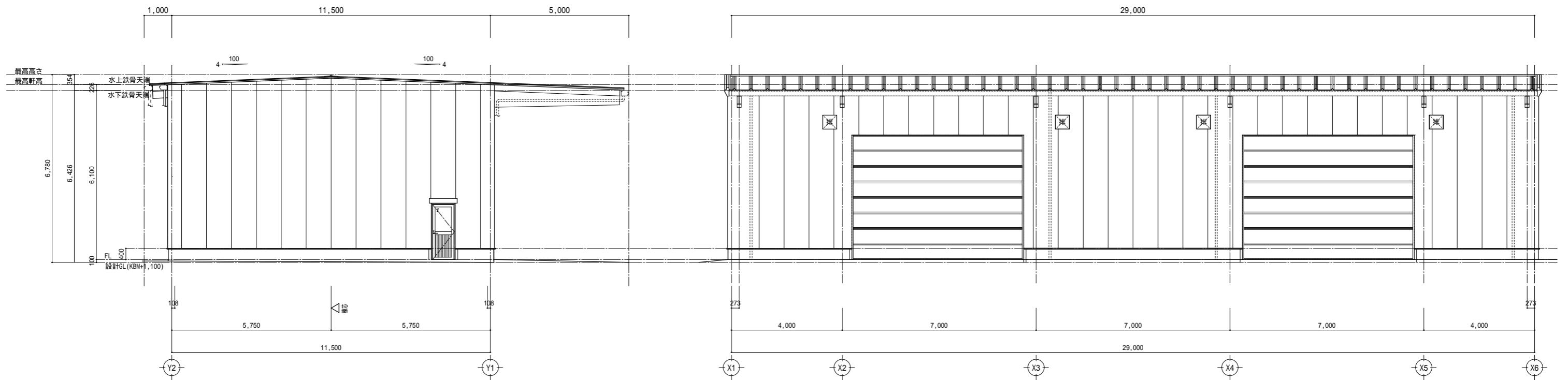


設 計	日 付	承 認	名 称	習志野研修・防災センター 新築工事(第二期)	図 番
	2026.05.30		図 名	表紙・図面リスト	A-00
			縮 尺	(A2)	

工 事 名 称	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																					
<b>習志野研修・防災センター 新築工事（第二期）</b> <small>           本工事は、ラテックス工期契約制度の適用工事である。工事の着手期限及び工期の終期日とは次のとおり。            工事の着手期限日 令和 年 月 日 工期の終期日 令和 年 月 日  <b>留意事項</b>            受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならぬ。            契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第20条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。            契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約第11条に基づき現場代理人の設置を要しない。            工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工機製作等を含む）を行ってはならない。            前日とは、工事着手日の10日前までは請求できない。         </small>	<b>1 一般共通事項</b> <b>10. 化学物質を発生する建築材料等</b>  <b>11. 特別な材料の工法</b>  <b>12. 技能士</b>	本工事は、ワンデールスポス対象工事である。 「ワンデールスポス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いままでも回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施行すること。 2）受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。  本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1）から4）を満たすものとする。（1.4.1） 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ・n-ブチル及びフタル酸ジ・2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4）1）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用するものとする。 5）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第3種」とは次の 又は に該当する材料指す。 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料  標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。  適用する ・ 適用しない （1.5.2）	<b>1 一般共通事項</b> <b>10. 材料試験</b> <b>11. 施工図等の取扱い</b> <b>12. 設備工事との取扱い</b> <b>13. 安全対策</b>  <b>14. 過積載による違法運行の防止</b>  <b>15. 環境対策</b>  <b>16. 工事現場管理</b>  <b>17. 発生材の処理</b>  <b>18. 県内生産品</b>  <b>19. 電子納品</b>  <b>20. デジタル工事写真の小黒板情報電子化</b>	コンクリート圧縮試験及び鉄筋の引張等試験については、千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記-2（工事区分表）による。 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力すること。 交通整理員 ○ 配置する ・ 配置しない 配置概要 配置人数： 1 人 配置期間： 8ヶ月 配置場所： 工事エリア出入口付近  工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1. 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込まないこと。 2. さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込まないこと。 3. 過積載時、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けると、過積載を助長することのないようにすること。 4. 取引関係のあるダンパ事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5. 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。  受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること 建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること 特定粉じん排出作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。 本工事で使用する軽油については、「JIS規格軽油を使用すること。 受注者は、異税務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の取扱い調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。  国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。  受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1. 不法・違法無線周（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンパカー等を工事現場に立ち入らせないこと。  受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後以下に技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。メール送付先：kanshin@niz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等を含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し別添付ファイルにて提出することとする。（1.3.8）  1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいす。 2 ここいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領【平成24年4月国土交通大臣官房官庁情報部】」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。 3 本工事は、設計図CADデータを貸与（○する ・ しない）とし、設計図CADデータを貸与する場合の著作権者（（株）東宏設計事務所）であり、貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的で使用してはならない。 4 「要領」に記載のない資料及び「紙」により提出する資料の扱い、または、電子データにより提出する資料のデータ形式等については、事前に監督職員と十分に協議のうえ決定すること。 5 電子成果品の提出の際には、「電子成果品作成支援・検査システム」等によりチェックを行い、エラーのないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。 6 「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。 7 「要領」に基づき提出する電子媒体の原本性を証明するため、監督職員と相互に内容を確認し、QR-R又はDVD-Rラベルに直接署名または捺印した上で提出すること。 8 「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体に記録して3部作成し、1部は監督職員へ提出し、1部は完成図書に綴じ込むこと。残りの1部は、工事完成検査後、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）に提出すること。 9 工事完成検査時には、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を、携行すること。 10 工事完成検査後は、速やかに、電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。またその後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第4.5条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。  千葉県の電子納品運用ガイドラインは千葉県ホームページ内に参照できます。 【営繕工事編】 電子納品関連資料は国土交通省ホームページ内に参照できます。 営繕工事電子納品要領 平成24年版	<b>1 一般共通事項</b> 26. 中間検査 27. 中間検査の指定対象工事  <b>28. 創意工夫等</b>  <b>29. 完成図等</b>  <b>30. 施設点検</b>	(3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領4.7で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真管理ソフトウェアを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することができる。  本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要領（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術の確認等を行うが、給付の対象としない。  受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 下記 (1)～(3)を工事引継書により引継ぐこと。（1.7.1-3） (1) 工事写真 1部 営繕工事写真撮影要領 平成28年版 国土交通大臣官房官庁情報部制定 (2) 完成写真(撮影事業者 監督職員の承諾する撮影事業者 )  <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類 ・ 規 格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー</td> <td>○ キャピネ版</td> <td>1 0箇所 ・ 3部 ○ 1部</td> </tr> </tbody> </table> (3) 完成図等 階面描写図等をA4に折りたたみ製本 1部 ・ ・ 見開き製本 部 (電子納品CDを袋に入れて綴じ込む)	分 類 ・ 規 格	撮影箇所数	部 数	カラー	○ キャピネ版	1 0箇所 ・ 3部 ○ 1部															
分 類 ・ 規 格	撮影箇所数	部 数																									
カラー	○ キャピネ版	1 0箇所 ・ 3部 ○ 1部																									
<b>仕 様 書</b> <b>第1 工 事 概 要</b> 1. 工 事 場 所 習志野市西浜1-17の一部 2. 敷 地 面 積 2,372.38 m2 3. 主 要 用 途 フォークリフト練習場 4. 建 物 概 要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建 物 名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>建 築 面 積 (m2)</th> <th>延 べ 面 積 (m2)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フォークリフト練習場</td> <td>鉄骨造</td> <td>1</td> <td>449.50</td> <td>478.50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建 物 名 称	構 造	階 数	建 築 面 積 (m2)	延 べ 面 積 (m2)	備 考	フォークリフト練習場	鉄骨造	1	449.50	478.50		<b>第2 建築工事仕様</b> 1. 共通仕様書 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁情報部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「標仕」という）による。 2. 特記仕様書 1) 項目は、番号に 印のついたものを適用する。 2) 特記事項は○のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は 印のついたものを適用する。 ○印と 印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の( ) 内表示番号は建築工事共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) (G)印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(以下グリーン購入法)というの特定調達品目を示す。(G)印は、グリーン購入法の適用品を使用すること。 ただし、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章 項 目</th> <th>特 記 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般共通事項</td> <td> <b>1 ①. 適用基準等</b>            ○ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官庁官庁情報部整備課監修（最新版）            ○ 営繕工事写真撮影要領（最新版）            ○ 建築工事安全施工技術指針・同解説 建設大臣官庁官庁情報部監修            ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 国土交通省宅間建築指導課監修            ・ 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル            ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)国土交通大臣官庁官庁情報部監修（最新版）            ○ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省官庁官庁情報部監修（最新版）            ○ 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説            ・ 国土交通大臣官庁官庁情報部設備・環境課設備環境対策室監修（平成18年度版）              本工事の最終請負代金(消費税込)が、5 0 0 万以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。（1.1.4）            (1) 工事受注時 契約締結後10日以内            (2) 登録内容の変更時 契約締結後10日以内            (3) 工事完成時 工事完成後10日以内    <b>③. 電気保安技術者</b>            ○ 適用しない （1.3.3）            ・ 適用する（ ・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ）            ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3(a)～(c)の他、次によるものとする。            工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（ ）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。    <b>④. 工事電力設備の保安責任者</b>            工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条の3により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。（1.3.4）    <b>⑤. 保険</b>            本工事の完成引渡まで工事的目的及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。            (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人            (2) 保険金額 請負代金全額            (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間            なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。    <b>⑥. 設計GL</b>            ○ 図示 ・ 設計GL＝現状GL    <b>⑦. 条件明示項目</b>    <b>⑧. 建築材料等</b>            本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。            (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること            (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること            (3) 安定的な供給が可能であること            (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること            (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること            (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること            なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。            また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。            また、本工事において使用する材料が県内において生産されるものについては、優先して使用するよう配慮する。            環境配慮物品調達方針に基づき環境に配慮した物品を優先的に購入するように配慮する。            製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。         </td> </tr> <tr> <td> <b>記 録</b> </td> <td> <b>訂 正</b> </td> <td>              株式会社 東宏設計 事務所            一級建築士事務所登録（千）第1-2401-440号            一級建築士登録第228307号 大 木 建 雄         </td> <td> <b>設 計</b> </td> <td> <b>日 付</b> </td> <td> <b>承 認</b> </td> <td> <b>名 称</b> 習志野研修・防災センター 新築工事（第二期）  <b>図 名</b> 建築工事特記仕様書（1）  <b>縮 尺</b> (A2)         </td> <td> <b>図 番</b> A-01         </td> </tr> </tbody> </table>	章 項 目	特 記 事 項	1 一般共通事項	<b>1 ①. 適用基準等</b> ○ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官庁官庁情報部整備課監修（最新版） ○ 営繕工事写真撮影要領（最新版） ○ 建築工事安全施工技術指針・同解説 建設大臣官庁官庁情報部監修 ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 国土交通省宅間建築指導課監修 ・ 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)国土交通大臣官庁官庁情報部監修（最新版） ○ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省官庁官庁情報部監修（最新版） ○ 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説 ・ 国土交通大臣官庁官庁情報部設備・環境課設備環境対策室監修（平成18年度版）  本工事の最終請負代金(消費税込)が、5 0 0 万以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。（1.1.4） (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 契約締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内  <b>③. 電気保安技術者</b> ○ 適用しない （1.3.3） ・ 適用する（ ・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ） ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3(a)～(c)の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（ ）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。  <b>④. 工事電力設備の保安責任者</b> 工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条の3により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。（1.3.4）  <b>⑤. 保険</b> 本工事の完成引渡まで工事的目的及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額 請負代金全額 (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。  <b>⑥. 設計GL</b> ○ 図示 ・ 設計GL＝現状GL  <b>⑦. 条件明示項目</b>  <b>⑧. 建築材料等</b> 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、本工事において使用する材料が県内において生産されるものについては、優先して使用するよう配慮する。 環境配慮物品調達方針に基づき環境に配慮した物品を優先的に購入するように配慮する。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。	<b>記 録</b>	<b>訂 正</b>	 株式会社 東宏設計 事務所 一級建築士事務所登録（千）第1-2401-440号 一級建築士登録第228307号 大 木 建 雄	<b>設 計</b>	<b>日 付</b>	<b>承 認</b>	<b>名 称</b> 習志野研修・防災センター 新築工事（第二期） <b>図 名</b> 建築工事特記仕様書（1） <b>縮 尺</b> (A2)	<b>図 番</b> A-01
建 物 名 称	構 造	階 数	建 築 面 積 (m2)	延 べ 面 積 (m2)	備 考																						
フォークリフト練習場	鉄骨造	1	449.50	478.50																							
章 項 目	特 記 事 項																										
1 一般共通事項	<b>1 ①. 適用基準等</b> ○ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官庁官庁情報部整備課監修（最新版） ○ 営繕工事写真撮影要領（最新版） ○ 建築工事安全施工技術指針・同解説 建設大臣官庁官庁情報部監修 ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 国土交通省宅間建築指導課監修 ・ 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)国土交通大臣官庁官庁情報部監修（最新版） ○ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省官庁官庁情報部監修（最新版） ○ 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説 ・ 国土交通大臣官庁官庁情報部設備・環境課設備環境対策室監修（平成18年度版）  本工事の最終請負代金(消費税込)が、5 0 0 万以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。（1.1.4） (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 契約締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内  <b>③. 電気保安技術者</b> ○ 適用しない （1.3.3） ・ 適用する（ ・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ） ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3(a)～(c)の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（ ）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。  <b>④. 工事電力設備の保安責任者</b> 工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条の3により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。（1.3.4）  <b>⑤. 保険</b> 本工事の完成引渡まで工事的目的及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額 請負代金全額 (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。  <b>⑥. 設計GL</b> ○ 図示 ・ 設計GL＝現状GL  <b>⑦. 条件明示項目</b>  <b>⑧. 建築材料等</b> 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、本工事において使用する材料が県内において生産されるものについては、優先して使用するよう配慮する。 環境配慮物品調達方針に基づき環境に配慮した物品を優先的に購入するように配慮する。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。																										
<b>記 録</b>	<b>訂 正</b>	 株式会社 東宏設計 事務所 一級建築士事務所登録（千）第1-2401-440号 一級建築士登録第228307号 大 木 建 雄	<b>設 計</b>	<b>日 付</b>	<b>承 認</b>	<b>名 称</b> 習志野研修・防災センター 新築工事（第二期） <b>図 名</b> 建築工事特記仕様書（1） <b>縮 尺</b> (A2)	<b>図 番</b> A-01																				

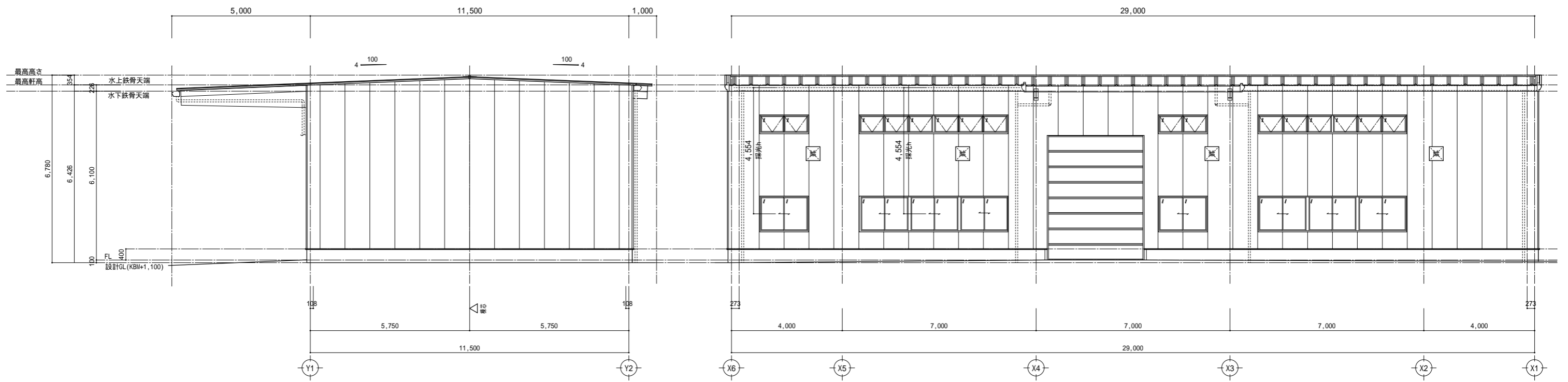






南立面図

東立面図



北立面図

西立面図

...給気口を示す  
 ...換気扇を示す

記録	訂正

株式会社 東宏設計 事務所  
 一級建築士事務所登録 (千) 第1-2401-440号  
 一級建築士登録第228307号 大木 建雄

設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事(第二期)	図番
	2026.05.30		図名	立面図	A-15
			縮尺	(A2) 1:100	